

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号および
会社法施行規則第189条に基づく書面)

小田急電鉄株式会社

小田急不動産株式会社

2021年10月1日

小田急電鉄株式会社と小田急不動産株式会社との
吸収分割に関する事項

東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

小田急電鉄株式会社
代表取締役 星野 晃司



東京都渋谷区初台1丁目47番1号

小田急不動産株式会社
代表取締役 金子 一郎



小田急電鉄株式会社（以下「小田急電鉄」といいます。）と小田急不動産株式会社（以下「小田急不動産」といいます。）は、2021年5月21日および5月20日開催の両社の取締役会の決議により承認され、2021年5月21日付で締結された吸収分割契約に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、小田急電鉄のサブリース事業について、小田急電鉄を吸収分割株式会社、小田急不動産を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

つきましては、小田急電鉄および小田急不動産は、会社法第791条、第801条および会社法施行規則第189条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

1 本吸収分割が効力を生じた日

本吸収分割は、2021年10月1日に効力を生じております。

2 吸収分割株式会社における法定手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

小田急電鉄は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続き

小田急電鉄は、会社法第789条の規定に基づき、2021年6月30日付官報および電子公告をもって、本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

3 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

小田急不動産に対して、会社法第796条の2の規定に基づく差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第796条第1項本文の規定に基づく小田急不動産の完全親会社である小田急電鉄が特別支配会社となる略式分割であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者保護手続き

小田急不動産は、会社法第799条の規定に基づき、2021年6月30日付官報および電子公告をもって、本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

4 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

小田急不動産は、効力発生日である2021年10月1日をもって、小田急電鉄より本吸収分割契約に記載された資産、負債およびその他の権利義務を本吸収分割契約の定めに従い承継いたしました。これにより承継した資産の額は239百万円、負債の額は1百万円（いずれも2021年3月31日現在の暫定値）であります。

5 本吸収分割に係る変更の登記をした日

2021年10月1日

6 その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

